熊谷市建築物耐震改修促進計画（案）

［令和３年度～令和７年度］

令和３年

熊谷市

目　　次

第１章 はじめに

1　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　熊谷市の被害想定及び他計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・4
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4　対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標

1　熊谷市の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2　本計画における耐震化の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第３章　建築物の耐震化の促進に関する施策

1　耐震化の促進に向けた取組方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2　具体的な施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第４章　計画を推進するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第１章　はじめに

１　計画の概要

⑴　計画の目的

熊谷市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項に基づき策定するものである。

本計画は昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物※1の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

⑵　計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は表１のとおりである。

表１　本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	最大震度 7 死者・行方不明者 6,437 人 住宅全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟、一部破損 390,506 棟 （内閣府ＨＰ災害情報より、以下「内閣府ＨＰ」とする。） 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成 7 年 10 月	耐震改修促進法制定	
平成 12 年 6 月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成 18 年 1 月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 （以下「国の基本方針」という。）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定

※１　既存耐震不適格建築物
耐震改修促進法第５条第３項第１号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第３条第２項の規定の適用を受けているもの

年月	経過	備考
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%
平成 20 年 3 月	熊谷市地域防災計画策定	住宅・建築物の耐震性向上のため、耐震改修促進計画の策定を行うことを記載
平成 21 年 3 月	熊谷市建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 90%
平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	最大震度 7 死者 19,747 人、行方不明者 2,556 人 住宅全壊 122,005 棟、半壊 283,156 棟、 一部破損 749,732 棟（内閣府ＨＰ）
平成 24 年 6 月	熊谷市地域防災計画改定	本計画に基づき建築物の耐震化を計画的に進めること、緊急輸送道路沿線等における既存建築物の耐震化を図るために、新たな助成制度を検討することを記載
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正	令和 2 年までに住宅の耐震化率 95%の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 26 年 3 月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定
平成 27 年 2 月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	令和 2 年度までに住宅の耐震化率 95%の目標を設定
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%の目標を明示
平成 27 年 3 月	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針決定	耐震診断及び強度不足の場合の耐震改修等を実施し、耐震化率 100%とすることを記載
平成 27 年 8 月	熊谷市地域防災計画改定策定	関東平野北西縁断層帯震災に強い都市構造を形成するため、建築物の耐震化の促進を明示について被害想定等、地震に関連する記述の補足等が行われる
平成 28 年 3 月	国の基本方針の改正	令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95%

年月	経過	備考
平成 28 年 3 月	改定熊谷市耐震改修促進計画策定	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市有 100%、民間 95%
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7（2 回記録） 死者 273 人　住宅全壊 8,667 棟、 半壊 34,719 棟、一部破損 163,500 棟 （内閣府ＨＰ） 平成 12 年 5 月 31 日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 3 月	埼玉県住生活基本計画改定	令和 7 年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する指標を設定
平成 29 年 4 月	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画策定	市有施設の耐震化に関する実施基準について記載
平成 30 年 3 月	第 2 次熊谷市総合振興計画 「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」策定	市民の生命と財産を守るため、災害等に備える自助、共助の強化・向上を明示
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人（うちブロック塀崩落により 2 人死亡）住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟（内閣府ＨＰ）
平成 30 年 12 月	国の基本方針の改正	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 2 年 3 月	熊谷市国土強靭化地域計画策定	地域強靱化に向けた方針として、住宅・建築物の耐震化の促進を明示
令和 2 年 3 月	熊谷市個別施設計画策定	耐震化の早急な達成について記載
令和 3 年 3 月	熊谷市公共施設等総合管理計画改定	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針・基本計画を一体で見直し、熊谷市公共施設等総合管理計画として改定

2　熊谷市の被害想定及び他計画との関連性

⑴　熊谷市の被害想定との関連

埼玉県では、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「被害想定調査」という。）により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震の 5 つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしている。

熊谷市域については、関東平野北西縁断層帯地震で最大の被害が予測されている。この場合、震度は熊谷市の広い範囲で 6 強以上、一部で 7 となり、4,300 棟以上の家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生しそのときの風速が 8 mの場合には、800 棟以上の家屋が焼失すると予測されている。また、人的被害が最大となるのは冬の早朝に地震が発生した場合であり、死者は 284 人、負傷者は 1,900 人余りに上ると予測されている。

⑵　他計画との関連

本計画は、「第 2 次熊谷市総合振興計画」を上位計画とし、「熊谷市地域防災計画」などと整合・連携を図るものとする。

1)　第 2 次熊谷市総合振興計画「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」

市政運営の基本となる行政計画として第 2 次熊谷市総合振興計画「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」を策定し、目指す将来像と今後取り組む施策の体系を明らかにしている。

分野別の施策として「健康で安全・安心に暮らせるまち」があり、災害発生時の被害を最小化するための施策指標を定めている。

2)　熊谷市地域防災計画（平成 27 年 8 月）

地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、熊谷市地域防災計画で事前対策や応急対策などを定めている。

地震・風水害に強い都市構造を形成するため、建築物の耐震化について、耐震診断及び耐震改修の促進を明記し、これを本計画に基づき計画的に進めることとしている。

3) 熊谷市国土強靭化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、熊谷市国土強靭化地域計画を策定している。

施策分野別の強靭化に向けた方針として、住宅・建築物の耐震化等の促進を明記している。

4) 熊谷市公共施設等総合管理計画

熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針・基本計画は、庁舎、学校、公民館などのいわゆるハコモノ施設と、道路、上下水道などのインフラ施設を合わせた「公共施設」を、市民全体の「アセット（資産・財産）」として捉え、その「マネジメント（経営・やりくり）」を長期的かつ計画的に行っていくことを定めている。

令和 2 年 3 月の熊谷市個別施設計画の策定を受け、基本方針・基本計画を一体で見直し、令和 3 年 3 月に熊谷市公共施設等総合管理計画として改定した。

熊谷市公共施設等総合管理計画では、市有施設の耐震化の実施方針を定めており、本計画が対象とする建築物については、特に重点的に耐震化を進める必要があると記載し、公共施設の耐震化率を大幅に向上させることとしている。

本計画に掲げる市有施設の耐震化の具体的な実施については、熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画により計画的に推進する。

3　計画の期間

本計画の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4　対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取組対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

⑴　住宅

居住世帯のある住宅

⑵　耐震診断義務化建築物

表２（Ｐ7）に掲げる用途及び規模に該当する要緊急安全確認大規模建築物※２及び表１０（Ｐ17）に掲げる路線を閉塞するおそれのある建築物（図１）である要安全確認計画記載建築物※３

⑶　多数の者が利用する建築物※４

表２に掲げる用途及び規模に該当する建築物

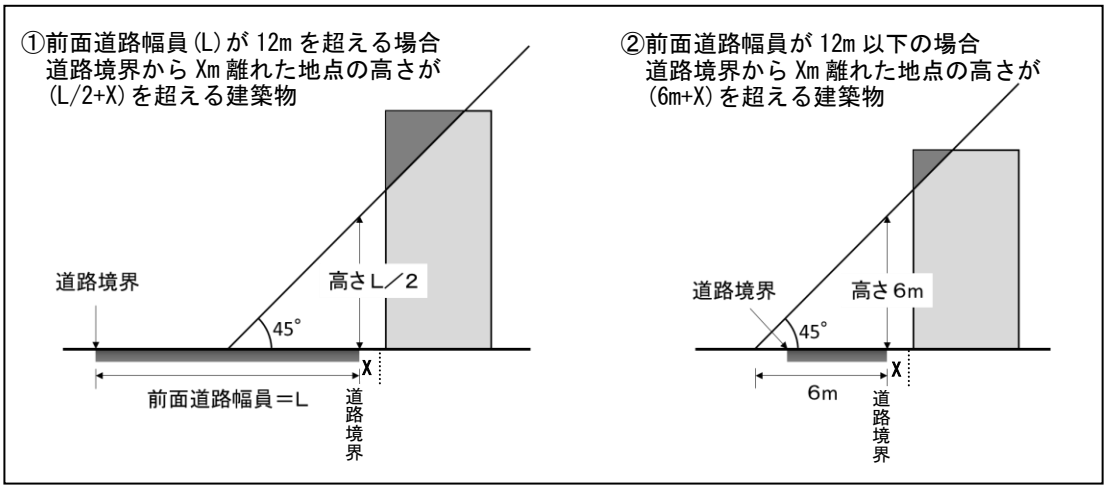

図１　閉塞するおそれのある建築物

※２　要緊急安全確認大規模建築物
耐震改修促進法附則第３条第１項に規定される建築物

※３　要安全確認計画記載建築物
耐震改修促進法第７条に規定される建築物

※４　多数の者が利用する建築物
耐震改修促進法第 14 条第１号に規定される建築物

表２　対象建築物用途・規模一覧

（多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物）

本計画における分類	用途	規模	
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	幼稚園	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	学校（小学校等以外の学校）	3階以上かつ1,000㎡以上	―
病院・診療所	病院、診療所		3階以上かつ5,000㎡以上
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場		―
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		―
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）		
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	事務所		―
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		―
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	―	1階以上かつ5,000㎡以上

第２章　建築物の耐震化の現状と今後の目標

１　熊谷市の耐震化の現状

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況は次のとおりである。

⑴　住宅の耐震化

住宅の耐震化については、市と県の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。

市における近年の耐震化率※５の推移は表３のとおりである。

表３　住宅の耐震化率の推移

（単位：戸）

集計日	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の住宅			昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※６	耐震性あり※６			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成 25 年 10 月 1 日※７	21,663	6,490	15,173	54,157	75,820	91.4%
平成 30 年 10 月 1 日※７	16,346	6,057	10,289	60,714	77,060	92.1%
令和 2 年 3 月 31 日※８	14,114	5,870	8,244	63,436	77,550	92.4%
令和 3 年 3 月 31 日※８	12,626	5,746	6,880	64,848	77,474	92.6%

※５　耐震化率
　昭和 56 年 5 月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出
※６　最新の国土交通省の算定方法により按分
※７　住宅・土地統計調査（総務省）
※８　熊谷市推計

⑵ 耐震診断義務化建築物の耐震化

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物に対して、市及び県は、建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図っている。

市における耐震診断義務化建築物の耐震化進捗状況は表４のとおりである。なお、令和２年度末時点の耐震化進捗率は100%である。

表４　耐震診断義務化建築物の耐震化進捗率

（単位：棟）

種別	集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物	耐震性なし	耐震性あり	耐震化進捗率（%）
		a	b	c	d=c/a
要緊急安全確認大規模建築物	平成29年3月31日	13	3	10	76.9%
	平成30年3月31日	13	1	12	92.3%
	平成31年3月31日	13	1	12	92.3%
	令和2年3月31日	13	1	12	92.3%
	令和3年3月31日	12	0	12	100%

令和２年まで　耐震化状況調査（熊谷市）、令和３年　実績値

1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、その用途及び規模から特に社会的影響が大きいため、市は、耐震診断結果を公表している。また、所有者に対しては、特に重点的な働きかけを実施し、耐震化の促進に努めている。

市における令和 2 年度末時点の要緊急安全確認大規模建築物の用途別の耐震化進捗状況は表５のとおりである。

表５　令和 2 年度末の要緊急安全確認大規模建築物の用途別耐震化進捗率

（単位：棟）

用途分類	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物			耐震化進捗率（%）		
		耐震性なし	耐震性あり		公共建築物	民間建築物
	a	b	c	d=c/a	ー	ー
学校	9	0	9	100%	100%	－
病院・診療所	0	0	0	－	－	－
劇場・集会場等	0	0	0	－	－	－
店舗等	1	0	1	100%	－	100%
ホテル・旅館等	0	0	0	－	－	－
賃貸共同住宅等	0	0	0	－	－	－
社会福祉施設等	0	0	0	－	－	－
消防庁舎	0	0	0	－	－	－
その他一般庁舎	1	0	1	100%	100%	－
その他	1	0	1	100%	100%	－
合計	12	0	12	100%	100%	100%

耐震化状況調査（熊谷市）より

⑶　多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、市と県で連携し、公共建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきた。

市における耐震化率の推移は表６のとおりである。

表６　多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

（単位：棟）

集計日	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成26年3月31日	206	106	100	361	567	81.3%
平成27年3月31日	177	82	95	377	554	85.2%
平成28年3月31日	159	51	108	438	597	91.5%
平成29年3月31日	157	46	111	432	589	92.2%
平成30年3月31日	151	43	108	435	586	92.7%
平成31年3月31日	149	41	108	435	584	93.0%
令和2年3月31日	146	38	108	437	583	93.5%
令和3年3月31日	143	35	108	437	580	94.0%

令和２年まで　耐震化状況調査（熊谷市）、令和３年　熊谷市推計

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

1)　市有建築物

市が所有する建築物については、地震発生時の避難場所など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となるため、これらの建築物の耐震化に積極的に取り組んでいる。耐震診断を行っていないものについては速やかに実施し、耐震性が確保されていないものについて耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

令和元年度末時点の市有建築物の用途別の耐震化状況は表７のとおりである。

表７　令和元年度末の多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	50	0	50	63	113	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	-
劇場・集会場等	4	3	1	3	7	57.1%
店舗等	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	-
賃貸共同住宅等	15	0	15	15	30	100%
社会福祉施設等	2	0	2	1	3	100%
消防庁舎	0	0	0	3	3	100%
その他一般庁舎	1	0	1	2	3	100%
その他	7	3	4	6	13	76.9%
合計	79	6	73	93	172	96.5%

耐震化状況調査（熊谷市）より

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

2) 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対して、市及び県は、建物所有者へ働きかけを行うなど耐震化の促進に努めている。

市における民間建築物の令和元年度末時点の用途別の耐震化状況は表８のとおりである。

表８　令和元年度末の多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率

（単位：棟）

用途分類	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（%）
		耐震性なし※	耐震性あり※			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	0	0	0	13	13	100%
病院・診療所	5	4	1	11	16	75.0%
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%
店舗等	6	3	3	15	21	85.7%
ホテル・旅館等	1	1	0	15	16	93.8%
賃貸共同住宅等	11	6	5	105	116	94.8%
社会福祉施設等	7	2	5	67	74	97.3%
消防庁舎	0	0	0	0	0	－
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	－
その他	37	16	21	115	152	89.5%
合計	67	32	35	344	411	92.2%

耐震化状況調査（熊谷市）より

※耐震性不明のものは他物件の耐震診断結果を参考に按分

2　本計画における耐震化の目標

本計画における耐震化の目標は表９のとおりである。

住宅については、国土交通省が設置した専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の提言を踏まえて定めた。

耐震診断義務化建築物については、令和 2 年度に 100%を達成している。

多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物は、災害時に活動拠点や避難施設に活用されること、民間建築物は、多くの市民に被害が及ぶおそれがあることを考慮し、現状の進捗状況を踏まえて定めた。

表９　令和７年度における耐震化の目標

		現状	目　標		埼玉県目標
		令和元年度	令和２年度（前回目標）	令和７年度	令和７年度
住　宅		９２．４％	９５％	**９５％**	９５％
耐震診断義務化建築物		９２．３％	―	**１００％（達成済み）**	おおむね解消※
多数の者が利用する建築物	市有	９６．５％	１００％	**１００％**	１００％
	民間	９２．２％	９５％	**おおむね解消※**	おおむね解消※

※耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する。

第 3 章　建築物の耐震化の促進に関する施策

1　耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、市及び県は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次項に掲げる施策に取り組む。

2　具体的な施策

⑴　住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、住民に身近な市町村による取組が特に重要であることから、市と県における適切な役割分担のもと、連携して住宅の耐震化に努める。

・補助制度

市は、住宅（多数の者が利用する建築物を除く）の耐震化を促進するため、必要に応じて耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図る。

＜現行の補助制度＞

ア）木造住宅耐震診断補助金

イ）木造住宅耐震改修等補助金

・相談窓口の設置及び情報提供

市及び県は、住宅の耐震化に関しての相談窓口を設け、情報提供による意識の啓発や、住民のニーズを把握し、各取組に反映させるなど、耐震化の促進を図る。

・リーフレットの配布及びセミナー・講習会等の開催による啓発

市は、耐震化の重要性及び必要性についての普及啓発活動を実施するとともに、市民や自治会、関係団体等からの要請に応じ、震災予防に関する市政宅配講座を実施し、市民の防災意識向上を図る。

また、木造住宅の無料簡易耐震診断を行い、住宅の耐震化の促進を図る。

県は、住宅の耐震化の促進のため、「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を作成し、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策、ブロック塀等の安全対策及び耐震シェルターの設置を啓発するとともに、各市町村の補助制度や税制優遇の周知を図る。

⑵ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

市及び県は、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路※9の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物※10の耐震化に取り組む。

1) 各種支援の実施

・補助制度

市及び県は、緊急輸送道路沿道の耐震化を促進するため、必要に応じて耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図る。

市は、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断及び耐震改修を行う場合、要した費用の一部を補助する以下の制度を設けている。また、市内緊急輸送道路の一覧は表１０(Ｐ17)のとおりである。さらに、緊急輸送道路網図を図２(Ｐ18)に示す。

＜現行の補助制度＞

ア）緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断事業補助金

イ）緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金

※９　緊急輸送道路
埼玉県県土整備部道路環境課ＨＰより
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyoukai/k-road.html
耐震改修促進法第５条第３項第２号及び第３号に基づく道路

※10　倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物
耐震改修促進法第 14 条第３号に規定される建築物（通行障害建築物）

表１０　市内緊急輸送道路一覧

種別①：第一次特定緊急輸送道路　　直国：国交省管理国道　　一般：一般県道
種別１：第一次緊急輸送道路　　補国：県管理国道　　市町村:市町村道（市道）
種別２：第二次緊急輸送道路　　主要：主要地方道

番号	種別	道路管理者	路線番号	道路種別	路線名	区間
(1)	①	国交省	17	直国	国道１７号	熊谷市本石（407号との交差点）～熊谷市石原（407号との交差点）
(2)	①	国交省	17	直国	国道１７号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市池上（行田市境）～熊谷市代（407号との交差点）
(3)	①	国交省	17	直国	国道１７号深谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市代（407号との交差点）～熊谷市西別府（深谷市境）
(4)	①	国交省	17	直国	国道１７号上武道路	熊谷市西別府（17号深谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）～熊谷市西別府（深谷市境）
(5)	①	埼玉県	125	補国	国道１２５号ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市池上（行田市境）～熊谷市上之（17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）
(6)	①	埼玉県	140	補国	国道１４０号	熊谷市石原（17号との交差点）～熊谷市三ヶ尻（深谷市境）
(7)	①	埼玉県	407	補国	国道４０７号	熊谷市冑山（東松山市境）～熊谷市妻沼（群馬県境）
			計		4路線（一次特定）	7区間
(8)	1	国交省	17	直国	国道１７号	熊谷市久下（行田市境）～熊谷市本石（407号との交差点）
(9)	1	国交省	17	直国	国道１７号	熊谷市石原（407号との交差点）～熊谷市新堀（深谷市境）
(10)	1	国交省	17	直国	国道１７号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽ	熊谷市代（407号との交差点）～熊谷市久保島（17号との交差点）
(11)	1	埼玉県	11	主要	熊谷小川秩父線	熊谷市村岡（407号との交差点）～熊谷市小江川（深谷東松山線との交差点）
(12)	1	埼玉県	47	主要	深谷東松山線	熊谷市小江川（熊谷小川秩父線との交差点）～熊谷市拾六間（深谷市境）
(13)	1	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市佐谷田（行田市境）～熊谷市佐谷田（17号との交差点）
(14)	1	埼玉県	173	一般	ときがわ熊谷線	熊谷市野原（滑川町境）～熊谷市万吉（熊谷小川秩父線との交差点）
			計		5路線（一次）	7区間
(15)	2	埼玉県	75	主要	熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻（深谷東松山線との交差点）～熊谷市御稜威ケ原（深谷市境）
(16)	2	埼玉県	83	主要	熊谷館林線	熊谷市肥塚（17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）～熊谷市今井（熊谷ｽﾎﾟｰﾂ文化公園）
(17)	2	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市池上（125号との交差点）～熊谷市池上（弥藤吾行田線との交差点）
(18)	2	埼玉県	128	一般	熊谷羽生線	熊谷市筑波（17号との交差点）～熊谷市末広（熊谷市道との交差点）
(19)	2	埼玉県	257	一般	冑山熊谷線	熊谷市屈戸（熊谷市道との交差点）～熊谷市佐谷田（17号との交差点）
(20)	2	埼玉県	303	一般	弥藤吾行田線	熊谷市池上（熊谷羽生線との交差点）～熊谷市大塚（熊谷ｽﾎﾟｰﾂ文化公園）
(21)	2	埼玉県	357	一般	美土里町新堀線	熊谷市美土里町（深谷東松山線との交差点）～熊谷市新堀（17号との交差点）
(22)	2	熊谷市	105	市町村	市道105号線	埼玉県熊谷市上之980番9地先～埼玉県熊谷市上中条243番12地先
(23)	2	熊谷市	123	市町村	市道123号線	埼玉県熊谷市籠原南一丁目317番地先～埼玉県熊谷市籠原南二丁目189番地先
(24)	2	熊谷市	133	市町村	市道133号線	埼玉県熊谷市本町二丁目72番地先～埼玉県熊谷市宮町二丁目138番地先
(25)	2	熊谷市	135	市町村	市道135号線	熊谷市中西１丁目2地先～熊谷市肥塚（国道17号熊谷ﾊﾞｲﾊﾟｽとの交差点）
(26)	2	熊谷市	30398	市町村	市道30398号線	埼玉県熊谷市上中条243番12地先～埼玉県熊谷市上中条119番地先
(27)	2	熊谷市	40453	市町村	市道40453号線	埼玉県熊谷市久保島521番1地先～埼玉県熊谷市久保島1050番12地先
(28)	2	熊谷市	40672	市町村	市道40672号線	埼玉県熊谷市久保島1184番2地先～埼玉県熊谷市久保島521番2地先
(29)	2	熊谷市	40728	市町村	市道40728号線	埼玉県熊谷市玉井16番4地先～埼玉県熊谷市久保島1184番2地先
(30)	2	熊谷市	40826	市町村	市道40826号線	埼玉県熊谷市籠原南一丁目193番地先～埼玉県熊谷市籠原南二丁目241番地先
(31)	2	熊谷市	41052	市町村	市道41052号線	埼玉県熊谷市新堀新田251番2地先～埼玉県熊谷市久保島521番1地先
(32)	2	熊谷市	大里1513	市町村	市道大里1513号線	熊谷市中曽根（冑山熊谷線との交差点）～熊谷市中曽根640番1地先（大里行政ｾﾝﾀｰまで）
			計		17路線（二次）	18区間

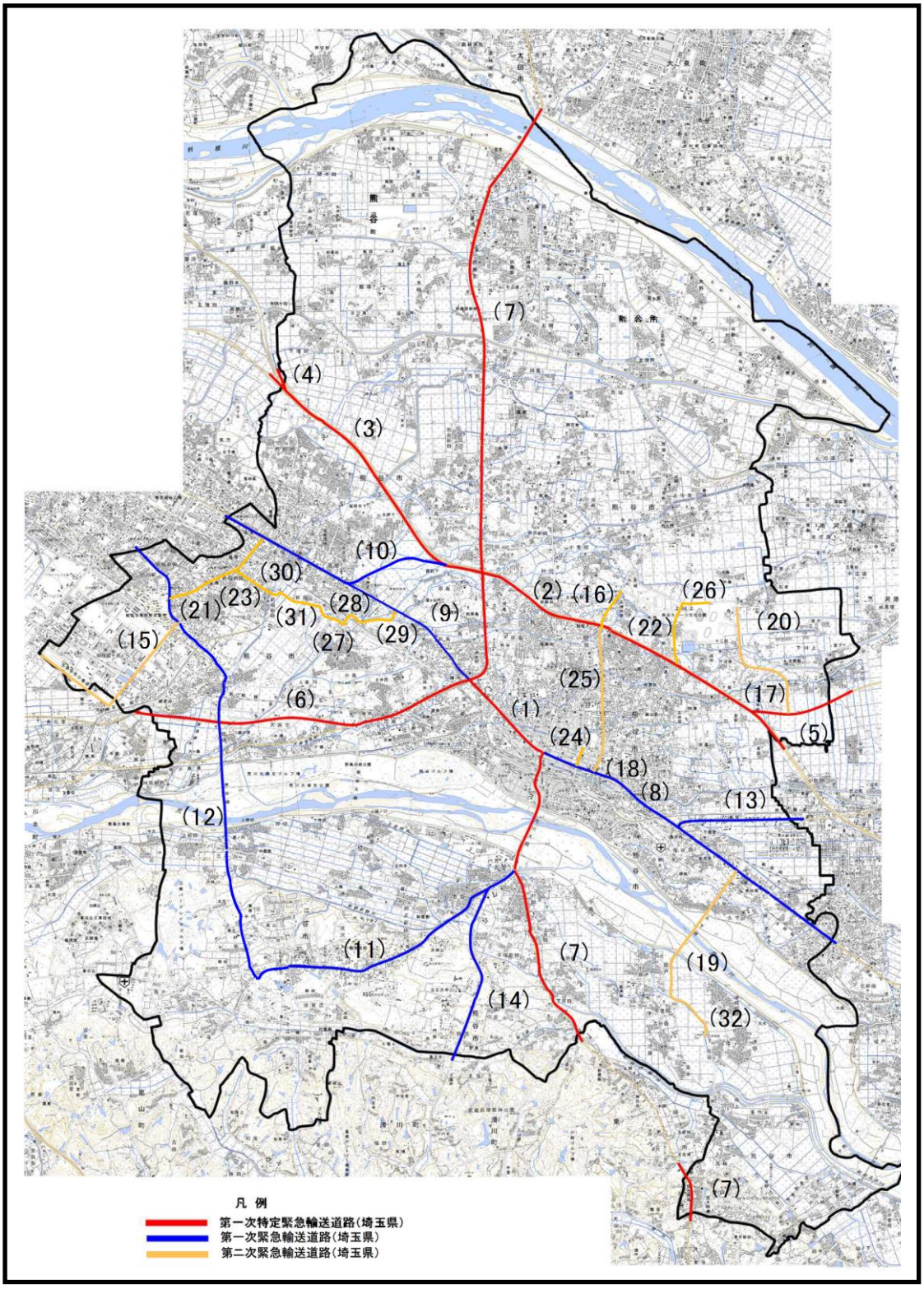

図２　熊谷市緊急輸送道路網図

2) 特に重要となる路線の指定等

県は、平成 25 年に緊急輸送道路のうち特に重要となる路線※11を「重点 23 路線」として選定し※12、補助制度を一部拡充するなどして重点的な耐震化に取り組んでいる。

また、今後必要性が生じた場合には、耐震診断の義務化などの新たな施策の検討を進める。

※11　特に重要となる路線（重点 23 路線）
高速道路：　外環、東北、関越、常磐、首都高及び圏央道の 6 路線
国　　道：　4 号、4 号バイパス、16 号及び 17 号並びに 17 号バイパス、122 号、125 号、140 号、254 号、407 号及び 463 号の各一部の 11 路線
県　　道：　主要地方道さいたま栗橋線並びに主要地方道さいたま川口線、主要地方道さいたま菖蒲線、主要地方道深谷東松山線(＋一般県道ときがわ熊谷線)、主要地方道台東川口線(＋主要地方道さいたま草加線)及び主要地方道羽生栗橋線の各一部の 6 路線

※12　選定基準
高速道路、国道及び県道のうち主に 4 車線以上の路線

⑶　多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進については、住宅と同様、所有者等への意識啓発や費用負担軽減が重要である。

これらの建築物は日常生活において多くの市民が利活用し、地震発災時には大きな被害が発生することが予想される。

市及び県は、多数の者が利用する建築物の所有者に耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかける。

1)　各種支援の実施

・補助制度

市及び県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るように努める。

・耐震サポーター登録制度※13

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表しており、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知に努める。

市は建築物の耐震化を促進するため、所有者等の求めに応じて、耐震サポーター登録制度に関する情報提供を行う。

・金融機関による融資※13

県は、県内 3 金融機関で設けている、耐震診断や耐震改修の実施に当たり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度の周知を図る。

市は、建築物の耐震化を促進するため、所有者等の求めに応じて、県内 3 金融機関等による融資支援に関する情報提供を行う。

※13　耐震サポーター登録制度、金融機関による融資
多数の者が利用する建築物以外の建築物でも利用できる場合がある。

・相談窓口の設置及び情報提供

市及び県は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関しての相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化を促進する。

2) 公共建築物の対策

市は、市が有する建築物のうち、耐震診断を行っていないものについては速やかに実施し、耐震性が確保されていないものについて耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

⑷ その他の安全対策

・計画認定

市は、耐震改修促進法第 17 条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率及び建蔽率の特例措置の計画認定の申請があった場合、その内容が同条に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定を行う。

・耐震認定マーク表示制度

市は、耐震改修促進法第 22 条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を審査し、認定を行う。

また、耐震認定マーク表示制度についての周知を行う。

・新耐震基準の木造住宅への対応

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市及び県は適切な役割分担のもと、必要に応じて新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物への地震対策の促進に努める。

・危険物貯蔵場等の安全対策

一定量以上の危険物を取り扱う既存耐震不適格建築物※14は、地震時の損傷等により大規模な被害が発生するおそれがある。

市及び県は、これらの建築物の実態把握を進め、必要に応じ、耐震化の促進を図る。

・エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国 20 都道県で合計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市及び県は、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努める。

・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市及び県は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下並びに天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

・耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を促進する。

市は、住宅の倒壊時に人的被害を防ぐ、耐震シェルター、防災ベッドの設置に要する費用の一部を補助する制度を設けている。

＜現行の補助制度＞

ア）木造住宅耐震診断補助金

イ）木造住宅耐震改修等補助金

※14　現行の建築基準法等の規定に適合しない一定量以上の危険物を取り扱う建築物
耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定される建築物

・ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたすおそれがある。

市及び県は、これらのブロック塀の安全性向上のため適切な役割分担のもと、啓発に取り組む。

市は、災害時に住民が避難所等へ避難するための道路等に接して築造されたブロック塀等で、地震によって倒壊する可能性のあるものについて、必要な指導や補助制度設置などの支援を行い、安全性の向上を図る。

【避難路、避難路沿道等】

本計画では、ブロック塀等の安全確保について重点的に取り組む道路を避難路として以下のとおり位置付ける。

避難路とは、熊谷市地域防災計画に定める避難所等に直接通じる建築基準法第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路とする。

また、避難路沿道等とは、避難路の沿道又は熊谷市地域防災計画に位置付けた避難地に隣接する敷地とする。

＜現行の補助制度＞

ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助金

・家具の転倒防止対策

県は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すリーフレットを作成、配布し、県民の防災意識の普及啓発を図る。

また、建設業関係団体と連携し、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を設け、県民の家具固定化の取組を支援する。

市は、これらの取組について周知を図る。

・地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和元年度の地震保険の加入率は、全国平均で約 33.1%、埼玉県の加入率が約 32.7%となっている。

市は、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

・防災ハザードマップの活用

市は、地震による建物被害や液状化等の被害想定並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法や避難場所等を地図上に表した防災ハザードマップを活用するとともに、その周知に努める。

・家庭、地域での防災対策『命を守る 3 つの自助編』

県は、「地震への備えを『特別なこと（モシモ）』にせず、日常の生活の中で自然体で当たり前のこととして取り組む『イツモ防災』が大切」をコンセプトに、イツモの備えを具体的に分かりやすく伝えるための「防災マニュアルブック『命を守る 3 つの自助編』」を作成、周知し、防災への啓発を行う。

市は、これについて周知を図る。

・高層マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

県は、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を作成、周知し、マンションの防災対策を促進する。

市は、この手引きについて周知を図る。

・建築物の大雪対策

平成 26 年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

市及び県は、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

第 4 章　計画を推進するための体制

市、県及び建築関係団体は、次の協議会等を通じて情報の共有や各種イベントの開催等を行い、耐震化を計画的に推進する。

⑴　彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報交換、調査研究及び耐震相談窓口の設置等を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

平成 10 年 1 月に創設し、会員 75 団体（埼玉県、63 市町村、及び 11 建築関係団体※15 令和 2 年 4 月時点）で構成している。

⑵　埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会

首都圏や東海地方に今後想定される大規模地震時の緊急物資の輸送や緊急車両の通行のために必要な広域的な緊急輸送道路の機能を確保するため、所管行政庁で緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進について意見交換等を実施している。

本協議会は平成 23 年 6 月に発足し、現在所管行政庁※16 である県及び 12 市で構成している。

※15　建築関係団体（11 団体）

- 一般社団法人埼玉建築士会
- 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- 一般財団法人埼玉県建築安全協会
- 一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- 一般社団法人埼玉県建設業協会
- 一般社団法人日本建築構造技術者協会　関東甲信越支部　埼玉サテライト（JSCA 埼玉）
- 公益財団法人埼玉県住宅センター
- 埼玉土建一般労働組合
- 建設埼玉
- 埼玉県住まいづくり協議会
- 一般財団法人さいたま住宅検査センター

※16　所管行政庁

建築主事を置く市町村については当該市町村の長をいい、その他の市町村については県知事をいう。ただし、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村については県知事をいう。

本県の場合は埼玉県並びにさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市の 12 市となる。

⑶　埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、建築物の耐震化を促進するため、委託により住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する。また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援する。

さらに、公社は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、その一つとして「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修設計に対する費用の一部を助成する。

